

入善町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業運営規程

(目的)

第1条 この居宅介護支援事業は、介護保険法の理念に基づくと共に高齢者が自立した生活を送れるよう、また老化に伴い介護が必要な者に対して、介護相談、介護計画等を支援することを目的とする。

(事業所の名称)

第2条 指定居宅介護支援事業を行う事業所の名称は、「入善町社会福祉協議会居宅介護支援事業所 ほほえみ」とする。

(設置)

第3条 入善町社会福祉協議会は、入善町上野2793番地1に事務所を設置する。

(実施主体)

第4条 事業の実施主体は、入善町社会福祉協議会とする。

(運営方針)

第5条 入善町社会福祉協議会は、被保険者が要介護状態等となった場合、その可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行う。

- 2 入善町社会福祉協議会は、被保険者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえて、必要な協力を行う。また、被保険者が申請を行っているか否かを確認し、その支援も行う。
- 3 入善町社会福祉協議会は、被保険者の選択により、心身状況、その置かれている環境等に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、施設等の多様なサービスや事業者、包括支援センターの連携を得て、総合的かつ効果的に介護計画を提出されるよう、配慮に努める。
- 4 入善町社会福祉協議会は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう公平、中立に行う。

(従業員の種類、員数及び職務内容)

第6条 従業員の種類、人数及び職務内容については、以下のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

入善町社会福祉協議会を代表し、業務の総括の任に当たる。

- (2) 介護支援専門員 若干名

第5条の業務に当たる。

(3) 事務員（兼務）

介護支援専門員の補助に当たる。

2 人員配置基準における両立支援への配慮

- (1) 「常勤」の計算にあたり、職員が育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合、週 30 時間以上の勤務で常勤換算での計算上も 1（常勤）と扱う。
- (2) 人員配置基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に同様の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準を満たすことを認める。

（営業日及び営業時間）

第 7 条 この事業は毎週月曜日から金曜日迄とし、国民の祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日までの期間を休日とする。

2 営業時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分迄とする。

（事業の提供方法）

第 8 条 入善町社会福祉協議会の事業のサービスの提供方法は、以下のとおりとする。

- (1) 入善町社会福祉協議会の管理者は、介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時、または利用者から求められた時は、これを提示すべき旨を指導する。
- (2) 入善町社会福祉協議会は、被保険者の介護認定の確認、申請代行、及び要介護認定調査の際は、その者の提示する被保険者証の確認を行うものとする。
- (3) 要介護認定における訪問調査については、調査の留意事項に精通し、町民に公平、中立で正確な調査を行うものとする。
- (4) 入善町社会福祉協議会は、町内の被保険者の内、介護を要する者の発見に努め、要介護認定の申請が行われているか確認し、行われていない場合は、被保険者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう支援をする。
- (5) 要介護認定者等の更新申請は、現在の要介護認定等の有効期間が終了する 2 ヶ月前からできるように必要な支援をする。
- (6) 入善町社会福祉協議会は、被保険者と家族の意思を尊重しながら、医療、保健サービスや福祉サービス等の多様なサービスをサービス事業者、包括支援センターと連携し、総合的且つ効果的な介護計画を作成し、被保険者の承認を得てサービス提供の手続きを行う。
- (7) 入善町社会福祉協議会は、正当の理由がなく業務の提供を拒否してはならない。

（事業の内容）

第 9 条 事業所の業務内容については、以下のとおりとする。

居宅サービス計画の作成

- (1) 管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当さ

せるものとする。

- (2) 作成開始にあたっては、利用者及び家族に対し、当該地区における指定居宅サービス事業者等の名簿、サービス内容、利用料金の情報を提供し利用者がサービスの選択を求めることができるようにする。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成にあたって利用者の有している能力、提供を受けているサービス、そこに置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援し、解決すべき課題を把握しなければならない。
- (4) 介護支援専門員は、利用者と家族が指定した場所において、サービスの希望並びに利用者についての把握された課題に基づき、当該地域における予防給付、介護給付等の対象となる提供サービスの現状を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービスの原案を作成する。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置づいたサービスの担当者から、会議の召集、照会等により、当該居宅サービス計画の原案内容について、専門的な見地から意見を求めるものとする。
- (6) 介護支援専門員は、利用者、家族に対し、サービスの種類、内容、利用料等について説明し、文書による同意を得る。

2 サービスの実施状況の継続的な把握、評価

居宅支援専門員は、居宅介護サービス計画作成後においても、利用者、家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、実施状況を把握し、利用者の課題の必要に応じて、居宅介護サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整、その他の便宜の提供を行う。

3 介護保険施設の紹介等

- (1) 介護支援専門員は、利用者がその居宅においてサービス提供が困難になったと認める場合、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する時には介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。
- (2) 介護支援専門員は、介護保険施設からの退院、退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、円滑に居宅における生活へ移行できるよう居宅サービス計画の作成等の援助を行う。

(利用料及びその他の費用の額)

第10条 入善町社会福祉協議会が指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

- (2) 実施地域以外からの利用者の要請があった場合は、交通費については利用者の同意を得てから実費が徴収できるものとする。

・実施地域以外の場合 当事業所から利用者宅までの距離に1km 15円で算定

(3) 要介護認定申請支援については、利用者又はその家族から一切の費用負担を行わないものとする。

(事業の実施地域)

第 11 条 入善町社会福祉協議会の事業の実施地域については、通常入善町内とする。

(事故発生時の対応)

第 12 条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置については記録を行うものとする。

3 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第 13 条 指定居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他物件の提出若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定居宅介護に係る利用者から苦情に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 14 条 入善町社会福祉協議会の介護支援専門員やその他の職員は、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者に関する個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 15 条 入善町社会福祉協議会は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の

措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 入善町社会福祉協議会は、サービス提供中に当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（身体拘束に関する事項）

第 16 条 入善町社会福祉協議会は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。

2 サービス提供中に当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 17 条 入善町社会福祉協議会の会計は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの会計期間とする。

2 入善町社会福祉協議会の運営規程の概要、介護支援専門員及びその他の職員の勤務体制等、サービスの選択に必要な重要事項を閲覧可能なファイル等で備え置くものとする。

3 介護支援専門員は、サービスの提供を利用者に強要、または当該事業者から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

4 入善町社会福祉協議会の介護支援専門員やその他の職員は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。

5 事業所は、職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

6 入善町社会福祉協議会は、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行うものとし、居宅サービス計画、サービス担当者会議及び居宅支援の提供に関する記録整備を完結の日から 5 年間保存しなければならない。

附則

この規程は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 17 年 2 月 25 日から施行する。

この規程は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は令和 6 年 6 月 1 日から施行する。